

令和5年第11回小鹿野町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年12月25日(月)午後1時30分～午後1時55分

2 開催場所 小鹿野町役場 1階 議場

3 出席委員 農業委員 (13人) 農地利用最適化推進委員 (7人)

会長 10番 黒沢 裕幸

会長職務代理 1番 吉田 恭寛

農業委員 2番 豊田 均 3番 加藤 功一 4番 玉川 寿々子

5番 高橋 克予 6番 栗原 静男 7番 高岸 友行

8番 佐藤 恒志 9番 町田 考子 12番 守屋 善雄

13番 田嶋 敏男 14番 樋口 わかな

農地利用最適化推進委員

強矢 福司 黒澤 忠弘 黒澤 八重子

強矢 武夫 入澤 節子 市川 和男 増島 敏雄

4 欠席委員

農業委員 (1人) 11番 新井 正志

農地利用最適化推進委員 (1人) 千島 政次

5 農業委員会事務局職員

事務局長 田嶋 哲也 事務局 戸田 恭平

荻野 翔太

6 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第29号

農地法第3条の規定による許可申請の審議について (2件)

報 告

- (1) 6ヶ月後の現地確認について
令和5年6月申請分について (4件)

そ の 他

<p>事務局長</p> <p>議 長</p> <p>事務局長</p>	<p>皆さん、こんにちは。只今より令和5年第11回小鹿野町農業委員会総会を開催させていただきます。尚、本日は農業委員の11番 新井正志さんより欠席の連絡をいただいています。また、農地利用最適化推進委員の千島政次さんも欠席となります。小鹿野町農業委員会会議規則第6条 在任する委員の過半数を満たしていますので、これより総会を開催させていただきます。</p> <p>それでは、開催に当たりまして、黒沢会長より御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>皆さん、こんにちは。早いもので暑い寒いと言っても本日の総会で一年が終わります。一年間大変皆さんにはお世話になりました。天気予報を聞いていますと暖かい暮れになりそうです。北国の方ではだいぶ雪が降っているようです。秩父地方は住むには大変住みよい所です。健康に気を付けて新しい年を迎えていただきたいと思います。</p> <p>本日は議案が少ないですが、よろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。それでは、早速議事に入らせていただきます。小鹿野町農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長に議長となつていただき議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議事に移らせていただきます。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>指名につきましては私から御指名させていただきます。今回は3番 加藤功一委員さん、4番 玉川寿々子委員さん、以上2名を御指名申し上げます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>続きまして、日程第2 議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」(2件)を上程いたします。尚、この議案は番号1と番号2がありますが、番号2については、農業委員の栗原委員さんが申請者になっていますので退席していただきます。</p> <p>番号1と番号2は別に審議をしていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、事務局より番号1の説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、説明をさせていただきます。</p> <p>議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について審議されたい。令和5年12月25日 小鹿野町農業委員会 黒沢裕幸</p>

	<p>番号1 ○○字○○○○○-○ 地目 畑 面積 ○○○㎡ 申請人 譲渡人：○○○○ ○○○○○○○ ○○○○○○○ ○○○○ (被相 続人：○○○○) 譲受人：○○○ ○○○○ 事由：当該地を譲り受 けて果樹(柿)を栽培したい。所有権移転となります。</p> <p>続きまして、場所の説明をさせていただきます。案内図、公図(写) の1枚目をご覧ください。</p> <p>こちらにつきましては、地図が切れていますが○○○から○○○m東 の所に位置しています。</p> <p>番号1について事務局からの説明は以上となります。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。現地確認の報告をお願いいたします。
強矢武夫 推進委員	<p>お世話になります。20日に農業委員の栗原さん、事務局の戸田さん と私の3名で現地の確認をして来ました。</p> <p>○○さんと○○さんの番号1の件ですが、畑は草刈りがしてあり、い つでも使用出来る状態でした。東側には太陽光パネルも設置してあり、 日当たりも良い平らな所です。条件的には問題無いと思われま</p>
議 長	<p>現地確認の報告をしていただきました。御質疑を承ります。御質疑の ある方は挙手をお願いしたいと思います。</p> <p>(質疑無し)</p>
議 長	<p>御質疑が無いようですので、採決をさせていただきます。採決には、 委員の皆さんの挙手をお願いしたいと思います。</p> <p>日程第2 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請の審議 について(番号1)の採決を行います。本件につきましては申請通り許 可相当とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>全員賛成によりまして許可相当とすることに決定いたします。</p> <p>続きまして、番号2について審議をしていただきます。栗原委員さん に退席をしていただきます。</p> <p>(栗原委員 退席)</p>

議 長	<p>それでは、番号2の案件に移ります。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、説明をさせていただきます。</p> <p>番号2 〇〇字〇〇〇〇〇 地目 畑 面積 〇〇〇m² 〇〇字〇〇〇〇 地目 畑 面積 〇〇〇m² 合計面積 〇〇〇m² 申請人 譲渡人：〇〇 〇〇〇〇 譲受人：〇〇 〇〇〇〇 事由：当該地を借り受けて果樹（カボス）を栽培したい。賃借権となります。</p> <p>続きまして、場所の説明をさせていただきます。案内図、公図（写）の2枚目をご覧ください。</p> <p>こちらは、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から〇〇〇mほど東の所に位置しています。</p> <p>以上、事務局からの説明となります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。現地確認の報告をお願いいたします。</p>
強矢武夫 推進委員	<p>番号2の〇〇さんと〇〇さんの案件について報告をさせていただきます。</p> <p>こちらは、平らな畑で日当たりも非常に良いです。草刈りもきれいにしてあり、すぐに使える状態でした。また、近くの畑にカボスが数本植えてありまして、何年もここで栽培しているとのことでした。このようなことから場所的には適していると思われます。</p>
議 長	<p>現地確認の報告をしていただきました。御質疑を承ります。御質疑のある方は挙手をお願いしたいと思います。</p> <p>(質疑無し)</p>
議 長	<p>御質疑が無いようですので、採決をさせていただきます。採決には、委員の皆さんの挙手をお願いしたいと思います。</p> <p>日程第2 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について（番号2）の採決を行います。本件につきましては申請通り許可相当とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員賛成)</p>

議 長	<p>全員賛成によりまして許可相当とすることに決定いたします。 それでは、栗原委員さんに着席していただきます。</p>
議 長	<p>(栗原委員 着席)</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p> <p>6 番委員</p>	<p>続きまして、報告に移ります。 (1) 6ヶ月後の現地確認について 令和5年6月申請分について (4件) 事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、報告の説明をさせていただきます。 報告1 6ヶ月後の確認ということで、令和5年6月に審議していた案件になります。 議案第14号 農地法第3条の案件から説明をさせていただきます。 番号1 〇〇字〇〇〇〇〇〇-〇 地目 畑 面積 〇〇〇㎡ 椎茸の栽培をしたいということで〇〇〇 〇〇〇〇さんから〇〇〇〇 〇〇〇〇さんへ所有権移転となっています。 番号2 〇〇字〇〇〇〇〇〇-〇 地目 畑 面積 〇〇〇㎡ 梅の栽培をしたいということで〇〇 〇〇〇〇さんから〇〇 〇〇〇〇さんへ所有権移転となっています。 次のページをご覧ください。 議案第15号 農地法第4条の案件になります。 番号1 〇〇〇字〇〇〇〇〇〇〇〇-〇 地目 畑 面積 〇〇〇㎡ 番号2 〇〇〇字〇〇〇〇〇〇〇〇-〇 地目 畑 面積 〇〇〇㎡ 申請人は〇〇〇〇さんです。どちらも追認の申請でした。 6ヶ月後の確認についての説明は以上となります。</p> <p>事務局の説明が終わりました。現地確認をしていただいていますので報告をお願いいたします。</p> <p>6ヶ月後の確認ということで推進委員の強矢武夫さんと現地を確認して来ましたので報告をさせていただきます。 議案第14号 農地法第3条で審議されたものです。 番号1の〇〇の案件ですが、椎茸栽培をしたいということです。現地はきれいに整地されていまして、既に椎茸栽培が始まっており、寒冷紗が掛かっているほだ木に新しい菌が植えてある状態でした。</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>番号2の〇〇の案件ですが、梅の栽培をしたいということで現地を見ました。土地はきれいに整地されていました。苗は梅ではなくて柿と檜が植えてありました。この土地は山の北側ですので管理するにはいかな場所かという印象を受けました。実際に植わっているのは、柿が5本くらいと檜が全体に植わっている状況で梅の栽培ではありませんでした。</p> <p>続きまして、議案第15号 農地法第4条で審議されたものです。</p> <p>〇〇〇の〇〇さんの案件ですが、番号1については、現状を見たところ、住宅敷地の一部として適正に管理されていました。</p> <p>番号2の農業用倉庫については、きれいに整理されていたので適正に管理されているという印象を受けました。以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>農地法第3条の〇〇の〇〇さんの案件ですが、梅の栽培をしたいということですが、申請した時の状態のままです。6ヶ月後の確認をしましたので事務局から話をさせていただきたいと思います。</p> <p>申請者に確認を取りまして、場合によっては指導をしていく形で対応をしていきたいと思います。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>続きまして、その他に移ります。</p> <p>事務局よりお願いいたします。</p> <p>配布物についてです。3点置かせていただいています。</p> <p>1点目は公益社団法人埼玉県農林公社から届いたものになります。中を見ていただきますと売買が出来る制度のようです。売り手側にも買い手側にも利点がある制度のようなので、農業者から相談がありましたら紹介していただければと思います。チラシにつきましては、産業振興課の窓口で100部ほどありますので必要に応じて使っていただければと思います。</p> <p>2点目になります。A4サイズの農地利用最適化推進111運動報告書（委任個評）というものを置かせていただいています。</p> <p>こちらにつきましては、農業会議所から年明けに令和4年度の報告をするように依頼がありましたので、過去の記録等をもとに事務局で入力させていただきました。分かる範囲で入力させていただきましたので、行っていないもの、行っているものがありましたら電話でも構いませんので12月28日までに事務局まで連絡をいただければと思います。よ</p>

議 長	<p>ろしくお願いいたします。</p> <p>3点目になります。全国植樹祭の啓発用のポケットティッシュと缶バッチを置かせていただきました。広報活動等に使っていただければと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局からは以上となります。</p> <p>私から一言申し上げます。この前の会議の時に新年会をお世話になることに決まりました。年明けに秩父郡市全体で研修会があるということでしたが、事務局に聞きましたところ、横瀬町からお知らせが来ていないので日程が決まっていないということでした。新年早々に行っていましたが、その辺の部分があやふやですので、1月25日の総会終了後に懇親会・新年会をお世話になる方向で進めさせていただきます。皆さんよろしくお願いいたします。事務局に一任させていただきますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(はい。の声)</p>
議 長	<p>それでは、1月25日にお世話になりたいと思います。時間の調整につきましては連絡をさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>こちらからは以上となります。皆さんから何かございますか。</p>
黒澤忠弘 推進委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい、どうぞ。</p>
黒澤忠弘 推進委員	<p>情報提供です。最近、地主さんに地代やお歳暮を届けに回っていました。小鹿野町ではなくて秩父市なので申し訳ないですが、〇〇〇の〇〇に田んぼを6反持っている方がいて、その方が私の地主さんで畑を借りています。その方は〇〇をしていましたが定年退職しました。お父さんが田んぼを一生懸命していますが、携わっていなかったのが今更田んぼをなさいと言われても出来ないということでした。</p> <p>実は私は田んぼをしてみないかと声を掛けられましたが、とても出来ません。誰か意欲のある方がいないかという話をもらいました。皆さんの知り合いで田んぼをしてみたいという方がいらっしゃいましたら、紹介していただければ助かります。よろしくお願いいたします。</p>

議 長	以前〇〇〇で田んぼをしたいという方がいたことを聞いています。〇〇の方で若い人です。その方と話をしてみたいと思います。
強矢福司 推進委員	はい。
議 長	はい、どうぞ。
強矢福司 推進委員	23日に地域おこし協力隊が主催するみんなの学校というイベントがありました。そこに参加していた農業をしている方から自宅や農地の前に杉が植林されていて、年々大きくなってきて以前から比べるとかなり日照を阻害しているような状況にあるという事実を聞きました。〇〇に住んでいる方で私はよく知っています。ハウスでダリア等を栽培しています。そこが日照の影響を受けている状況だと思います。そのようなことで農業委員会として山林所有者の方にいろいろ相談するような方法があるのか制度的なものをお伺いしたいと思います。
議 長	<p>農業委員会からは少し外れますが、道路等でも木を伐って欲しい、日影になって凍っているというように農業に限らずあります。</p> <p>昔は道路にも杉を植えていたのだと思います。現在は立木を伐るのにお金が掛かります。お金は出さないが、伐ってもらえるならすぐ伐ってもらいたいという話をよく聞きます。相手に話をしてもお金の掛かることなのでという会話になってしまいます。</p> <p>その辺の部分を含んで小鹿野町全体でいろいろ考えていけたらと思っています。強矢福司推進委員さん、いかがでしょうか。</p>
強矢福司 推進委員	はい、結構です。
議 長	<p>課長、その辺のことをよろしく願いいたします。</p> <p>農業委員会だけではなくいろいろあると思います。はみ出している部分を勝手に伐っても構わないでしょうが、トラブルのもとになってはいけないのでよろしく願いいたします。</p> <p>他にございますか。</p>

増島敏雄 推進委員	はい。
議 長	はい、どうぞ。
増島敏雄 推進委員	つる首かぼちゃについてです。昨年もつる首かぼちゃを栽培する方に農業委員会からお願いして苗を作っていただきました。皆さんに出来た製品をスープやスイーツ等、何かに利用してもらえる方法を考えていただきたいと思います。スーパーに行くとかぼちゃスープやかぼちゃプリンを売っていると思いますが、新規に開発してもらえないかということをお聞きしたいと思います。
議 長	13番委員さんが商品を開発していましたのでお話ししていただきたいと思います。
13番委員	数年前につる首かぼちゃを作っていましたが、商品としての魅力が無いです。埼玉県内どこに行っても同じようなかぼちゃは見ます。話を聞いてみますと売れない商品の分類に入ってしまうということでした。情報として入っています。あのかぼちゃの欠点は皮が固いことです。普通の西洋かぼちゃは皮ごと食べられますが、皮を取り除くことが加工する過程で厄介です。これほど思っ始めましたが、皮を取らないと次の段階にいけないのが欠点です。加工する過程で皮ごと使うように考えてみましたが、すり潰すようなことをしない限り無理です。皮が製品に入ってしまうとこれだけでクレームの対象になってしまいます。使えないものになってしまいましたので、現在は1本も栽培していません。以上です。
議 長	13番委員さんが取り組んで行った結果です。私が言うのは申し訳ないですが、そこまで行った方が商品に魅力が無いと言っています。それを皆さんに考えてくださいというのは無理だと思います。増島推進委員さん自身が考えて皆さんに良いものが出るのだから栽培しましょうという方向でいかないと逆の方向になってしまいます。きついと思いますがよろしく願いいたします。 他にございますか。
	(無し)

議 長	皆さんから無いようですので議長の席を降ろさせていただきます。ありがとうございました。
事務局長	慎重、御審議いただきましてありがとうございました。以上をもちまして令和5年第11回小鹿野町農業委員会総会を閉会させていただきます。大変お疲れ様でした。